

シベリア特措法の意義と課題

―戦後補償の歩みの中で―

有光 健

だが、議連の有志がついに動いた。立憲民主、国民民主、公明、共産、れいわ新選組、チームみらい、社民、沖縄の風の8党派など野党が中心となった。しかし、与党の自民と日本維新の会が同調せず、委員会付託すらされないまま廃案となった。

「みなさんの問題です」。「こんにちは活動」で、河合節子さんはしばしばそう呼びかける。

政府は近年、「新しい戦争」への備えを進めている。戦争になったら、民間人に甚大な被害が及ぶのは必至だ。その場合、政府は戦争被害受忍論を持ち出すだろう。「民間人には補償しない。過去の戦争でもそうだったから」と。

差別の再生産を許さないために、受忍論を打破しなければならない。81年前の戦争被害者たちのためだけではない。私たちのために。私たちの未来のために。

参考文献

『戦後補償裁判 民間人たちの終わらない「戦争」』（栗原俊雄・NHK出版新書・2016年）

（くりはら・としお／毎日新聞専門記者）

先の特別国会の終盤に参議院に空襲・

沖縄戦被害者救済法が提出され、改めて2010年に議員立法で制定されたシベリア特措法（戦後強制抑留者に係わる問題に関する特別措置法）が一つの先例として注目されている。同法制定に関わった者として、同法の意義と課題についてまとめておく。

いわゆる「シベリア抑留」は、1945年8月23日にソ連軍最高司令官のスターリンが出した秘密指令によって満洲（中国東北部）と北朝鮮にいた60万以上の日本の軍人・民間抑留者らが旧ソ連とモンゴルに移送され、飢えと寒さの中で苛酷な強制労働を強られて約1割の6万人以上が死亡した事件である（厚生労働省は抑留された人数は57万5千人、死亡者は5万5千人との推定値を発表しているが、実際はもっと多く、総数は61〜63万人、死亡者も6万人以上と日口の専門家は主張している）。戦後武装解除した日本軍兵士らを速やかに帰国させることを規定したポツダム宣言にも捕虜の最低限の権利を保障したジュネーブ条約にも違反した大規模な拉致であり、国家犯罪だった。

目的は、2千万人以上の犠牲を出したド

イツとの戦争によるソ連の労働力不足を補うためで、ドイツの降伏前から構想された大規模な計画で、移送先は東はカムチャツカから西はウクライナやモスクワまで、南はモンゴルや中央アジア、北は北極圏にまで及ぶ広大な範囲で、収容所は2300か所に及んだ。しかし、抑留された当事者らは、「日本に帰す」とだまされて移動させられ、どこに、何のために連れて行かれたのか、まるで分らず、秘密指令の存在と目的が明らかになったのは、ソ連崩壊後の1992年のことだった。

抑留された者の大部分は3〜4年で帰国できたが、関東軍の将校や特務機関員、憲兵、通訳などがスパイ容疑や反革命罪などの国内法で訴追され、長期刑を宣告されて、1956年10月の日ソ共同宣言まで11年間も抑留された。今年12月は、ソ連からの最後の引揚げ船が舞鶴に帰還してから70年になる。（なお、これら有罪とされた判決はソ連崩壊後に取り消され、名誉回復が行われたが、ウクライナ戦争後の2023年から、日本側の経済

制裁への報復措置として、取り消し措置の撤回が続いている。1993年来日したエリツィン大統領が国会などでシベリア抑留について謝罪したが、プーチン大統領はそれを引き継いではいないようだ。

抑留を終えて帰国した人には、他の引揚げ者と同様に800～1000円の手当が支給されたが、それ以上の支給はなく、故郷に戻り、復員して、仕事を求め、生活再建に懸命に努める。しかし、GHQの指示で、共産主義の総本山から帰国した帰還者たちは周到にマーク、警戒され、就職難に直面し、家族にも体験を語らなくなり、記憶を封印する。

帰還者たちが抑留体験を振り返り、強制労働への対価を求めて動き出すのは、1970年代後半からだった。きっかけは、ソ連や韓国に出漁して拿捕・抑留された漁民に対して日本政府が拘束日数に応じて補償を始めたことだった。自らの意思で商売のために出かけた漁民が政府の補償を受けるのに、国家によって動員され、ソ連やモンゴルに抑留・使役された自分たちに何の支払いもないのはおかしいと気づき、国に補償を求める運動が始まる。運動はたちまち全国に広がり全国抑留者補償協議会（全抑協、会長＝斎藤六郎）が結成される。会員は一番多い時期には14万人に達したとい

う。

しかし、同協議会は、すぐに分裂し、国を相手取って国家補償を求める裁判を起こす野党系の主流派と裁判を避け、政府側と協調しつつ、補償はソ連に求め、日本遺族会とともに自民党候補を組織応援する団体に分かれる。

国家補償を求める裁判は、1981年から1997年まで行われた全抑協の訴訟以外にも、在日韓国人、中国在朝鮮族、韓国人抑留者や満洲からの引揚げ犠牲者らと一緒に提訴した訴訟などを含め、全部で5件が日本の裁判所で争われた。

1981年の提訴を受けて、危機感を抱いた政府は、1982年に急ぎ「戦後処理問題懇談会」（座長＝水上達三日本貿易会会長・元三井物産会長）を総理府総務長官の私的諮問機関として発足させ、1984年に報告書を発表させる。中曽根内閣・藤波官房長官あてに提出された報告書の内容は、戦争被害は国民等しく受忍すべしという「受忍論」を根拠に、国家補償を否定し、代わりに慰藉事業のみ行うという内容だった。有識者会議とはいうものの、実際は官僚が「パンドラの箱を開けさせないように」との方針に基づいて事前に描いていたシナリオに沿った結論だったことが後に明らかになっている。

自民党は、当時「戦後強制抑留者処遇改善議員連盟」（会長＝斎藤邦吉元幹事長・元厚生大臣）が個人補償案である「シベリア抑留者特別給付金支給法案」を推進していて、1986年に党の総務会で決定する。ところが政府側が反対し、後藤田官房長官が阻止。補償を避け、慰藉事業のための基金創設で抑留補償問題の終結を政府・党合意書で確認する。

自民党に裏切られた形で、野党の社会・公明・民社党から1987年、1988年に「被抑留者に対する特別給付金支給法案」が衆議院に提出され、共産党も賛成して、衆議院内閣員会で趣旨説明・参考人招致・質疑も行われるが、自民党の反対で審議未了・廃案で終わる。

前記懇談会の報告を踏襲した政府・与党合意に基づき、1988年に平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、当初基本財産10億円（全額政府出資。後に400億円に）で設置され、慰藉事業として抑留体験者、引揚者、恩給欠格者らに記名国債や記念品、感謝状を贈るなどの事業が行われる。（2000年から新宿住友ビルに平和祈念展示資料館を開設。2003年から特別行政法人に。）

一連の国家補償を求める訴訟は、裁判所が国の「受忍論」を支持し、原告敗訴が続く。抑留体験者の自主組織も弱体化する

が、体験者らは判決に納得せず運動を継続する。一方、自民党の相沢英之議員（元経済企画庁長官、元経済再生委員長、元大蔵省次官）率いる全国強制抑留者協会は1989年に国から5億円を交付されて財団法人として発足し、現在も毎年総務省から助成金を受けて慰霊事業などの活動を継続している。

21世紀に入り、すでに平均年齢が70代後半に達し、晩年を迎えていた抑留体験者らが再度団結して立法運動を始め、国会前で座り込みなどを行う。1998年に結成された民主党の長妻昭議員、鳩山由紀夫代表らがこうした動きに呼応して、16年ぶりに2004年に民主党が「戦後強制抑留者特別給付金支給法案」を衆議院に提出。同法案は2005、2006年にも民主・共産・社民党が衆参両院に提出、2006年12月に与党側提出の「平和祈念事業特別基金廃止法案」とともに審議される。衆参の総務委員会では参考人を招致して合計11時間を超える審議が行われるが、自公が反対し、衆議院では否決、参議院では審議未了廃案となり、与党提案の「平和祈念事業特別基金廃止法案」のみが成立する。「平和祈念事業特別基金廃止法案」は、同基金の基本財産200億円を切り崩して最後の慰藉事業を行い、残りの200億円を国庫に戻して、同基金を解散するという内容だった。

2006年12月26日の引揚げ終了50周年記念追悼集會に舞鶴に全国から抑留体験者約50人が集まったが、この集いの中で、上記法案否決への抗議の声が噴出し、再度新たな立法運動を行うことが確認された。

そこで新たな法案が準備され、内容も特別給付金の支給だけでなく、国の責任で実態解明、遺骨収集、追悼、次世代への継承事業を実施することを明記した「戦後強制抑留者に係わる問題に関する特別措置法」（シベリア特措法）に進化する。2009年3月に同法が参議院に民主・共産・社民・国民・日本新党などから共同で提出される。

そして2009年9月の政権交代をへて、2010年6月にシベリア特措法が以前は反対してきた自民・公明も含めて全会派一致して可決、成立する。特別給付金の申請は同年10月から始まり、2012年3月末までに6万8867人が受け取り、総額は約192億円。支給額は抑留期間に応じて5段階に分かれ25万円から150万円、一人平均約28万円だった。（なお、給付金額は、1986年の特別給付金支給法案では1ヵ月10万円の算定、2004年の法案は5段階で30万円から200万円だった。）

支給対象は生存者に限られたので、60万人を超える被抑留者で、特別給付金を受け取ることができたのは、1割強に過ぎない。

抑留中死亡者には遺族に遺族年金が支給されたが、抑留体験者の大部分は何の補償も得られていない。帰国できたものの特措法制定前に亡くなったため、特別給付金を受け取ることはできなかった人は被抑留者全体の約8割を占めた。

受給者には女性も民間人もいたが、日本の植民地だった台湾、朝鮮から満州、北朝鮮に動員され、ソ連・モンゴルに送られた人びとは国籍条項によつて排除され、特別給付金を受け取ることができなかった。

また、同じソ連軍の捕虜にされたものの、北朝鮮や満洲、樺太に留め置かれ人びとも、当時のソ連との国境を越えてソ連に連行されていないので対象外とされたが、実態はソ連・モンゴル内の収容所と同じような苛酷な条件で使役されていた。これらの人びとへの未補償も課題として残されたままだ。

さらにシベリア特措法制定後のもう一つの課題が、実態解明や次世代への継承の遅れである。厚生労働省が担当することになってこれらの事業だが、厚生労働省は以前からやっている死亡者の特定、遺骨収集以外の事業にはほとんど取り組んでいない。遺骨収集、現地の調査も2020年以降、コロナ禍とウクライナ侵攻に伴う外交関係の縮小で停止したままだ。国として

の公式の追悼式典もなく、8月15日の全国戦没者追悼式で包括的に追悼していると説明しているのみだ。今年平均年齢103歳になる抑留体験者らは、抑留被害者は戦没者や英霊ではなく、国家犯罪、拉致被害者であり、戦没者とは区別すべきと主張する。そもそも基本となる歴史認識が異なる。政府は一貫して実態解明とソ連・ロシアの責任を追求することに消極的で、外務省はロシアの反発を買って北方領土返還交渉に支障をきたすことを懸念する。その結果、80年を経てもいまだに抑留された人数や死亡者の総数すら明確にできていない状態が続く。

ようやく特措法ができて、実行する政府にその政治的な意思がなければ、成果は乏しいという教訓が改めて実証された形だ。今の状態では再開されても遺骨収集はあと2004年かけても終わらないとみられる。特措法の執行を監視し、より実効ある執行を促す世論と政治的な働きかけがないと、特措法もその効力を発揮できない。

シベリア特措法は、戦後65年間もの長きにわたってシベリア抑留について何の法律もなかったという異常な政治の怠慢をただしたという点で画期的だった。また、2000年の在日の外国籍戦没者・戦傷病者への弔慰金支給法制定以降、戦後補償関

係の立法が久しくなかった中で、風穴を開け、21世紀になっても残された課題の戦後処理は行うのだという姿勢を示すことができた点でも意義は大きかった。

しかし、立法を実現して、こと足れりではなく、立法の実現はスタートに過ぎない。制定された法律を軸に、持続した検証、監

安保三文書見直しのねらい

池田 五律

I 「総合的な国力強化」と経済安保重視

高市政権は、年末に安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の改定・閣議決定をしようとしている。

それに向けて、「総合的な国力から安全保障を考える有識者会議」が開かれている（第1回4月27日、第2回6月8日、第3回8月4日）。有識者メンバーには、肩書は民間企業顧問だったり、研究所所属であったりするが外務省、防衛省・自衛隊出身者が入っている。財界から半導体事業や長繊維事業に携わってきた者が名を連ねる。理系出身のコンサルティング会社幹部も入っている。金融界からは、システム統合などに携

視、働きかけが不可欠であるとの自覚がつねに求められる。

（ありみつ・けん／シベリヤ抑留者支援センター世話人）

わってきた者。半導体やAIの研究者が並び、理系出身者の経済安保研究者も名を連ねる。文系研究者にも、地経学研究を専門とする者が入っている。経済安保重視の布陣だ。

とはいえ、有識者会議はお飾り。実質的に三文書改定を主導するのは、国家安全保障局に集う現代版軍事官僚どもだ。それに設立されたばかりの国家情報局が関与する。国家安全保障局・国家情報局二輪体制の大きな初仕事が、三文書改定になるわけだ。

改定は、第1回会議に国家安全保障局が提出した資料の線で進められると思われる。同資料のタイトルは、「我が国を取り